

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 主要国及び台湾における特許及び商標の
審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書
【特許編】

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

2. インドネシア

(DGIPR: Directorate General of Intellectual Property Rights)

インドネシアにおける特許関連法規

インドネシアにおける特許関連法規は、以下のとおりである。

- ・(改正)2001年特許法(2001年8月1日施行、法律第14号改正)¹
- ・(改正)1991年特許規則(1991年6月11日施行、政令第34号改正)²

2. 1 インドネシア知的財産総局で作成されている審査基準関連資料及びその概要

インドネシア知的財産権総局(Directorate General of Intellectual Property Rights ; 以下、「DGIPR」)においては、審査基準関連資料として、以下のものを作成しているようである(非公開)。

- ・特許実体審査基準に関するインドネシア共和国法務人権省知的財産権総局長決定 2007年第H.08.PR.09.10号(以下、「特許審査基準」) 2007年版

概要：

審査基準はウェブサイトでは公開されていない。DGIPR 内部で使用されるためだけに、インドネシア語でのみ作成しているようである。ただし、DGIPR 内では、ウェブサイト上で公開することを検討しているとの情報もあった。また、一部の弁理士等は、DGIPR からこの資料を非公式に入手しているとの情報もある。

2. 1. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

インドネシアで作成されている特許審査基準は、審査官向けの指針であって、法的拘束力はない³。

¹ (改正)2001年特許法(2001年8月1日施行、法律第14号改正)

http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu_pp/uunomor142001.pdf

(インドネシア語)(最終アクセス日:2015年2月5日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf>

(日本語)(2015年2月5日)

² (改正)1991年特許規則(1991年6月11日施行、政令第34号改正)

http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu_pp/pp_33%201991_ttg_pdf_konsultan_paten.pdf

(インドネシア語)(最終アクセス日:2015年2月5日)

http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo_kisoku.pdf

(日本語)(最終アクセス日:2015年2月5日)

³ 法律事務所アンケート及び知財庁インタビューの回答から得られた情報に基づいて作成した。

2. 1. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

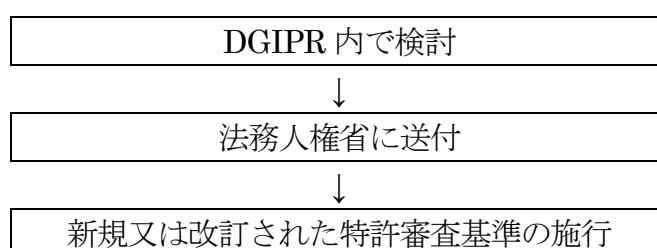
(1) 審査基準関連資料改訂の理由

特許審査基準の改訂理由としては、次の理由が挙げられる。

- ・ 関係法令の変更

(2) 審査基準関連資料の改訂の流れ

インドネシアにおける特許審査基準の改訂の流れは、下記のとおりである⁴。



2. 1. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度

上記の特許審査基準は、2007年に作成され、その後改訂されていないようである⁵。

2. 2 審査基準関連資料の内容について⁶

DGIPR が作成している特許審査基準は、以下の2部構成になっているとの情報を得た。以下、得られた情報に基づいて説明する。

第A部 通常審査(Normal Examination)

第B部 完全審査(Full Examination)

通常審査は、審査官が利用可能な既得特許(granted patent)の証拠等の情報が網羅された特許出願に対する実体審査である。ここでは、複数国への出願、欧州特許庁のような広域特許庁への出願、又は PCT 出願という形で、既に出願されているものを対象としている。審査官は、既にあるサーチ結果、予備審査レポート及び審査の結果を参考にすることができる。海外のサーチ結果がない又は不十分な場合には、完全審査を行う。これは、特許法第54条(a)により、実体審査は、実体審査請求から36か月以内に行わなければならない

⁴ 知財庁インタビューの回答から得られた情報に基づいて作成した。

⁵ 知財庁インタビューの回答から得られた情報に基づいて作成した。

⁶ この項目は、知財庁インタビューの回答から得られた情報に基づいて作成した。

いことによる。

完全審査は、審査官が利用可能な既得特許(granted patent)の証拠等の情報が網羅されていない出願に対する実体審査である。

DGIPR が作成している特許審査基準において、下記の項目に関する該当箇所は以下のとおりである。

2. 2. 1 発明 (特許対象・非特許対象／特許事由・不特許事由)

「発明(特許対象・非特許対象／特許事由・不特許事由)」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「特許を付与することができる発明の条件」に関する項目で説明されている。

この中では、発明の定義及び特許を付与することができる発明の条件を説明し、これらに基づき、発明に該当しない例が挙げられている。

なお、特許法第1条第2項では、「『発明』とは、当該技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び開発の形をとり得るもの」と規定されている。

2. 2. 2 産業上の利用可能性・有用性

「産業上の利用可能性・有用性」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「特許を付与することができる発明の条件」の「産業上利用できるもの」に関する項目において説明されている。

なお、特許法第 2 条第 1 項に、「産業上利用できる発明」に対して特許が与えられることが規定されている。

2. 2. 3 新規性

「新規性」に関する下記の項目については、「第 B 部 完全審査」の中の「新規性」において説明されている。

(1) クレームに係る発明の認定

a) クレーム解釈の基本的な考え方

「クレーム解釈の基本的な考え方」については、「第 B 部 完全審査」の中の「クレーム及び複数のクレーム」において説明されている。

b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明⁷

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「クレームにおける明確性と解釈」において説明されている。

ここには、プロダクトバイプロセスクレームやパラメータクレームについて説明されている。

(2) 先行技術の認定

a) 先行技術の定義

「先行技術の定義」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「新規性」の項目において説明されている。

b) 先行文献の基準日の認定

「先行技術の基準日の定義」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「新規性」の項目において説明されている。

c) 引用発明の認定

「引用発明の認定」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「新規性」の項目において説明されている。

(3) 新規性の判断

a) 新規性の判断手法

「新規性の判断手法」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「新規性の判断基準」の項目において説明されている。

ここには、新規性判断の際に、製品又は製造過程に、公衆がアクセス可能かどうかを判断し、製品が既に公衆に販売されている場合は、その製品の詳細は既に公衆の知識となっているとみなされることが説明されている。

b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「新規性の判断基準」の項目において説明されている。

⁷ 機能、特性、性質、作用若しくは物の用途を用いてその物を特定しようとする記載又は、製造方法で特定された製品等

(4) グレースピリオド

「グレースピリオド」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「新規性」の項目において説明されている。

グレースピリオドについては、特許法第 4 条では、以下のことが規定されている。

- 「(1) 発明は、特許出願前最長6月以内になされた次の場合には、既に公表されたものとはみなされない。
- (a) その発明が、インドネシア国内若しくは国外における公の若しくは公と認められた国際博覧会において又はインドネシア国内における公の若しくは公と認められた全国博覧会において既に展示された場合
 - (b) その発明が、研究開発の目的のために試験の枠内で、その発明者によりインドネシア国内で既に実施されている場合
- (2) 特許出願がなされる前12月以内に当該発明の守秘義務に違反する方法で他の者が発明を公表した場合にも、発明は既に公表されたものとはみなされない。」

2. 2. 4 進歩性

(1) 進歩性の判断に適用される基本的手法

「進歩性の判断に適用される基本的手法」については、「第 B 部 完全審査」の中の「進歩性」の項目において説明されている。

ここには、進歩性の判断は以下の 3 段階からなることが説明されている。

- 「・ 第一段階：すでにある先行技術とクレームされた発明とを比較する
- ・ 第二段階：この最も近い先行技術の開示とクレームされた発明の主題の違いを明らかにする
- ・ 第三段階：既存の先行技術全体において教示(Teaching)があるかどうかを評価し、専門家がその教示を用いて最も近い先行技術を改造又は適応をするものであるかどうかを見る」

(2) 先行技術とクレームとの相違点の判断基準

a) 先行技術の組合せ

「先行技術の組合せ」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「課題と解決策へのアプローチ」の項目において説明されている。

b) 共通の一般的知識の問題

「共通の一般的知識の問題」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「進歩性」

の項目において説明されている。

ここにおいては、「専門家」について説明されている。

c) クレームに記載された発明の効果の取扱い

「クレームに記載された発明の効果の取扱い」については、「第 B 部 完全審査」の中の「課題と解決策へのアプローチ」の項目において説明されている。

ここには、発明が予期し得る場合及び予期し得ない場合が説明されている。

2. 2. 5 拡大先願・先願

「拡大先願・先願」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「新規性」の中の「新規性」及び「出願の衝突」の項目において説明されている。

なお、特許法第 3 条第 3 項には、「拡大先願」に関する規定がされているが、同一出願人による出願を先行技術から除くことは規定されていない。

また、特許法第 34 条第 1 項には、「同一発明について異なる者により 2 以上の特許出願が行われたときは、最初に提出された出願が受理される」とあり、異なる出願人による同一発明について規定されている。同一出願人による同一発明について特許法には特に規定されていない。

2. 2. 6 記載要件

(1) クレームの記載要件

a) サポート要件

クレームの「サポート要件」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「クレーム及びクレームと明細書における一貫性」の項目において説明されている。

b) 明確性の要件

クレームの「明確性の要件」に関する説明は、「第 B 部 完全審査」の中の「クレームにおける明確性と解釈」の項目において説明されている。

c) その他の要件

クレームの記載要件の「その他の要件」に関する内容は、「クレーム及び複数のクレーム」の項目において説明されている。

(2) 明細書の記載要件

a) 実施可能要件

「実施可能要件」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「明細書」の項目において説明されている。

b) その他の要件

明細書について実施可能要件以外の「その他の要件」については、特に説明されてない。

2. 2. 7 情報開示義務

「情報開示義務」に関する内容は、記載されていない。

ただし、「第 A 部 通常審査」の項目には、特許法第 28 条第 2 項の規定により、DGIPR は、優先権を伴う出願については対応する外国出願に関する情報(外国における最初の特許出願の拒絶決定の書類の認証謄本等)を請求でき、海外出願の情報が無い又は不十分な場合には、「第 B 部 完全審査」に従って審査しなければならないことが説明されている。

なお、特許法第 28 条第 2 項は、以下のとおりである。

「総局は、当該優先権を伴う出願が次に掲げる事項を具備するように請求することができる。

- (a) 外国における最初の特許出願に対して行われた実体審査結果に関する書類の認証謄本
- (b) 外国における最初の特許出願に関して既に付与された特許書類の認証謄本
- (c) 当該出願が拒絶された場合には、外国における最初の特許出願の拒絶に関する決定の書類の認証謄本
- (d) 当該特許が無効とされている場合には、外国においてなされていた当該特許の無効の決定に関する書類の認証謄本
- (e) 特許出願されている発明が、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用できることの判断を容易にするために必要とされるその他の書類」

2. 2. 8 補正

「補正」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「訂正」において説明されている。ここには、いくつかの訂正の種類が説明されている。

2. 2. 9 単一性

「単一性」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「発明の単一性」の項目において説明されている。ここには、間接製品及び最終製品、マーカッシュ・クレーム等について説明されている。

2. 2. 10 審査・先行技術調査の進め方

特許出願は、審査請求後に方式要件(特許法第 24 条)についての予備審査が行われ、要件を満たせば(特許法第 30 条、第 32 条)、出願から 18 か月後に公開される(特許法第 42 条(2)(a))。実体審査請求を出願から 36 か月以内にすれば(特許法第 49 条(1))、実体審査が行われ、審査請求後 36 か月以内に承認又は拒絶の決定がされる(特許法第 54 条(a))。

実体審査には、通常審査(Normal examination)及び完全審査(Full examination)があり、通常審査は、審査官が利用可能な既得特許(granted patent)の証拠等の情報が網羅された特許出願に対する実体審査であり、審査官は既にあるサーチ結果、予備審査レポート及び審査の結果を参考にすることができる。完全審査は、審査官が利用可能な既得特許(granted patent)の証拠等の情報が網羅されていない出願に対する実体審査である。

実体審査の項目は、以下の項目である(特許法第 55 条、特許規則第 56 条)。

- (a) 新規性
- (b) 進歩性
- (c) 発明の産業上利用可能性
- (d) 特許を受けることができない発明のカテゴリーに含まれないこと
- (e) 発明者等が当該発明に対する特許を受ける権利を有すること
- (f) 発明が法規、公序良俗に反しないこと

「通常審査の進め方」に関する内容は「第 A 部 通常審査」に、「完全審査の進め方」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の以下の項目において説明されている。

「先行技術調査」については、「第 A 部 通常審査」に説明されている。

2. 2. 11 優先審査／早期審査

「優先審査」及び「早期審査」の制度はない。ただし、インドネシアは日本とのみ特許審査ハイウェイ(PCT-PPH、2 国間 PPH)を締結している(2014 年 12 月末時点)。また、インドネシアは、ASEAN 特許審査協力(ASPEC)に加盟している。

2. 2. 12 優先権

「優先権」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「優先権」の項目において説

明されている。

ここでは、優先権の有効性について審査しなければならない場合を挙げており、それらに該当するときは、審査官は、出願日に優先権書類とインドネシア出願の関係性を確認する必要があることが説明されている。また、インドネシアはパリ条約の締約国であるので、パリ条約に記載されている条件及び権利は即時通用することが説明されている。

2. 2. 13 特殊出願（分割出願等）

（1）分割出願

「分割出願」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「分割クレーム」において説明されている。

特許法第 36 条第 1 項には、「特許法第 21 条にいう発明の単一性を構成しない複数の発明を含んでいる場合は、出願人は、出願の分割を請求することができる」ことが規定されている。

（2）その他

「その他」に関する内容は、特に説明されていない。

なお、特許法第 37 条によれば、出願は、要件を満たせば特許から実用新案(小特許)へ変更することができる旨が規定されている。

2. 2. 14 存続期間延長

インドネシアには特許権の「存続期間延長」の制度はない。特許は出願から 20 年間であり、期間延長できないことが、特許法第 8 条第 1 項において規定されている。

2. 2. 15 特定技術分野

（1）コンピュータ・ソフトウェア関連発明

「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」に関する独立した項目の記載はない。

ただし、「第 B 部 完全審査」の中の「特許を付与することができる発明の条件」の項目で、発明でないものの一例として説明されている。ここには、コンピュータプログラムは発明ではないが、コンピュータプログラムとハードウェアの組み合わせは、先行技術に対して技術的な貢献をする場合には発明とすることができる旨が説明されている。

(2) 化学関連発明

「化学関連発明」に関する独立した項目の記載はない。

ただし、「第 B 部 完全審査」の中の「クレーム及び複数のクレーム」の項目で、「クレームは明細書や図を指し示してはならない」ことの例外として、「化学製品に関連する発明で全体の特徴をグラフや図形でしか表せないもの」が挙げられている。

(3) 医薬品関連発明

「医薬品関連発明」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「新規性」及び「発明の単一性」において説明されている。

なお、特許法第 7 条(b)には、「人及び／又は動物に対する検査、処置、治療及び／又は手術の方法」は特許を受けることができないことが規定されている。

(4) 生物学関連発明

「生物学関連発明」に関する内容は、「第 B 部 完全審査」の中の「明細書の内容」の項目において説明されている。ここには、微生物関連発明についての記述表現が十分かどうかの判断に関して説明されている。

(5) その他の特定技術分野

「その他の特定技術分野」に関する内容は特に説明がない。

2. 2. 16 国際出願 (PCT 出願)

国際出願(PCT 出願)に関する内容は、「第 A 部 通常審査」において説明されている。

2. 2. 17 実用新案

「実用新案」に相当する制度については、「第 B 部 完全審査」の中で「小特許(Simple Patent)」として説明されている。

なお、特許法第 104 条では、「特に定められた事項を除き、本法において定められた特許に関する他の規定は、すべて小特許に準用される」と規定されている。特に定められた規定としては以下の規定がある。小特許の対象には、方法や組成物等は含まない。小特許についても実体審査請求が必要であり、新規性及び産業上の利用可能性を対象に実体審査がされる。

- ・第 6 条(定義：新規な製品又は装置の発明であつて、形状、形態、構造又はそれらの組合せによって実用的 価値を有するもの)
- ・第 9 条(権利期間は出願から 10 年)
- ・第 37 条(特許から小特許への変更が可能)
- ・第 42 条(2)(b)(出願から 3 か月以内に出願公開)
- ・第 54 条(b)(出願から 24 か月以内に出願の承認又は登録の決定)
- ・第 55 条(2)(実体審査で特許法第 3 条、第 5 条及び第 6 条等を審査)
- ・第 105 条(2)(出願と同時又は出願から 6 か月以内に実体審査請求が可能)
- ・第 105 条(5)(実体審査では、第 3 条の新規性及び第 5 条の産業上の利用分野を審査する)

また、無効審判制度はないが、特許法第 2 条(新規性・進歩性・産業上利用可能性)、第 6 条及び第 7 条等を理由により取消訴訟を商務裁判所に提起できる(特許法第 104 条で準用する第 91 条)。したがって、取消理由として進歩性が含まれる。

- ・特許(法令違反の制裁)規則 2007 年

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A805745b1-a03a-4aba-99ee-f0da08d1ee4a%20Depth%3A0%20ValidTime%3A01%2F10%2F2007%20TransactionTime%3A01%2F10%2F2007%20Status%3Ainforce;rec=0;whole=yes>

(英語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

(3) 審査基準関連資料

- ① IPOS での特許出願のための審査ガイドライン(Examination Guideline for Patent Application at IPOS)

http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Patents/Examination%20Guidelines%20for%20Patent%20Applications%20at%20IPOS_Feb%202014.pdf

(英語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

2. インドネシア

(1) 知的財産庁

- ・ Directorate General of Intellectual Property (DGIPR)

<http://www.dgip.go.id/>

(2) 特許関連法規・規則等

- ・ (改正)2001 年特許法(2001 年 8 月 1 日施行、法律第 14 号改正)

http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu_pp/uunomor142001.pdf

(インドネシア語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf

(日本語) (最終アクセス日 2015 年 2 月 5 日)

- ・ (改正)1991 年特許規則(1991 年 6 月 11 日施行、政令第 34 号改正)

http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu_pp/pp_33%20_1991_ttg_p_dft_konsultan_paten.pdf

(インドネシア語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo_kisoku.pdf

(日本語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 5 日)

(3) 審査基準関連資料: なし